

総務大臣( ) 殿

年 月 日

収入印紙ちょう付欄

(この欄にはりきれないときは、他を裏面下部にはってください。  
また、申請者は消印しないでください)

(はりきれないときは裏面下部へ)

申請資格			
氏名	フリガナ(姓)	(名)	
	漢字 (姓)	(名)	
氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。 <span style="float: right;">印</span>			
無線通信士、第一級海上特殊無線技士、アマチュア無線技士にあっては、へボン式ローマ字による氏名が免許証に併記されます。非へボン式ローマ字による氏名表記を希望する場合に限り、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入し、下欄に活字体大文字で記入してください。		非へボン式を希望します。 <input checked="" type="checkbox"/>	
LAST NAME(姓) (活字体大文字で記入)		FIRST NAME(名)	
生年月日	年 月 日		
住所	〒		
	電話	( )	
	日中の連絡先	( )	

写真ちょう付欄

- 申請者本人が写っているもの
- 正面、無帽、無背景、上三分身で6ヶ月以内に撮影されたもの
- 縦30mm×横24mm
- 写真は免許証に転写されるので枠からはみ出さないようにしてください

所持人自署

無線通信士、第一級海上特殊無線技士の場合には必ず署名してください。

(この署名は免許証にそのまま転写されますから、枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。)

無線従事者規則第46条の規定により、免許を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。

国家試験合格	受験番号	( ) 年 月 日合格)
養成課程修了	認定施設者の名称 修了証明書の番号	実施場所(市区町村名) ( ) 年 月 日修了)
資格、業務経歴等	現に有する資格	修了した認定講習
	資格	講習の種類
	免許証の番号	修了番号
	免許の年月日	修了年月日
学校卒業	学校卒業で資格を取得しようとする場合は <input type="checkbox"/> にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/>	
欠格事由の有無	無線従事者規則第45条第1項各号のいずれかに該当しますか。(いずれかの <input type="checkbox"/> にレ印を必ず記入してください。)	
下の欄に住民票コード又は現に有する無線従事者免許証、電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。		
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※ <input type="checkbox"/> は(該当する場合はその内容)		

※ 記入した番号の種類(いずれかのにレ印を記入してください。)

- 住民票コード
- 無線従事者免許証の番号
- 電気通信主任技術者資格者証の番号
- 工事担任者資格者証の番号

無線従事者規則第50条の規定により、免許証の再交付を受けたいので(別紙書類を添えて)申請します。

再交付申請の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 汚損、破損したため <input type="checkbox"/> 失ったため <input type="checkbox"/> 氏名を変更したため	氏名を変更した場合は右の欄に変更前の氏名を記入してください。	変更前の氏名	フリガナ
				漢字

注意

- 太枠内の所定の欄に黒インク又は黒ボールペンで記入してください。ただし、※のある欄では枠内にレ印を記入してください。
- この用紙は機械で読み取りますので、写真や所持人自署欄に折り目をつけたり、署名が枠にかかったり、はみ出ないようにしてください。
- 申請の際に必要な書類等は次のとおりです。

免許申請	国家試験合格	氏名及び生年月日を証する書類
	養成課程修了	修了証明書等、氏名及び生年月日を証する書類
	資格、業務経歴等	業務経歴証明書、修了証明書(認定講習を受講した場合に限る。)、氏名及び生年月日を証する書類
	学校卒業	科目履修証明書、履修内容証明書(科目確認を受けていない学校を卒業した場合に限る。)、卒業証明書、氏名及び生年月日を証する書類
再交付申請	氏名変更	免許証、氏名の変更の事実を証する書類
	汚損、破損	汚損、又は破損した免許証

免許証の郵送を希望するときは所要の郵便切手をはり、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により申請してください。